

(2) 山形県企業立地促進補助金（増設）

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
増設	大規模	既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額30億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が30名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、3年以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額	補助率： 対象経費が20億円以下の部分は10% 対象経費が20億円を超える部分は5% 【ﾊﾞｲｵ、有機Ｅｌ、自動車、航空機加算 +5%】 限度額：4億円
	一般	既に県内に工場を有する製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上であり、スマートファクトリーの取組みが進められると認められる場合は5名以上) ② 20名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること		補助率：5% 【ﾊﾞｲｵ、有機Ｅｌ、自動車、航空機加算 +5%】 限度額：① 5,000万円 ② 1.5億円 【ﾊﾞｲｵ、有機Ｅｌ加算あり】
	立地後5年以内	県の誘致により本県に立地後5年以内の企業で、製造業等を営む企業(植物工場を運営する企業を含む)	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得価格3億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が ①10名以上 (増設交付対象固定資産の取得額が15億円以上かつ山形県産業振興ビジョンに定める目標指標のうち、「労働生産性(製造業従事者一人あたり付加価値額)」が目標値以上であり、スマートファクトリーの取組みが進められると認められる場合は5名以上) ② 20名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業		補助率： 対象経費が15億円以下の部分は20% 対象経費が15億円を超える部分は5% 【バイオ加算 +5%】 限度額：① 3億円 ② 10億円
	賃貸・リース	既に県内に工場を有する製造業等を営む立地企業(植物工場を運営する企業を含む)	(1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% * 操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。
	研究開発施設	既に県内に工場を有する製造業を営む立地企業で、研究開発施設を設置する企業	事業の付加価値を高めるために研究開発施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産の取得額1,500万円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が3名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	土地を除く固定資産の取得額	補助率：5% 限度額：1億円 【バイオ加算】 補助率：+5% 限度額：2億円
	物流関連施設	一般	事業の高度化等に資するために新たに物流関連施設を設置し、操業するために必要な固定資産を取得する場合 (1) 土地を除く固定資産取得額5億円以上 (2) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上 (3) 知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業 (4) 市町村における産業施策等に沿ったものであること	土地を除く固定資産の取得額	補助率：5% 限度額：1億円
		賃貸・リース	県内に物流関連施設を設置する場合 (1) 新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上	建物・設備の賃貸・リース額	補助率：5% * 操業後5年間を対象とする 但し、リースの場合は5カ年を限度にリース期間の1/2の期間を対象とする。

注) 新規地元常用雇用者について
次の要件をすべて満たす方が対象となります
① 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
② 県内に住所を有する者
③ 雇用期間の定めのない者

<特別加算措置>

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
雪対策		新設に該当する企業	雪対策を講じる企業を対象 ① 消雪設備 補助率：100/100 基準額：1,200万円 ※消雪面積800㎡超かつ1,200万円以上の場合 別途加算の場合あり ② 除雪設備 補助率：50/100 限度額：500万円 ③ 利雪設備 補助率：30/100 限度額：1,000万円		
		新設〔本社機能移転〕に該当する企業	社員寮への補助 対象：新設〔本社機能移転〕に該当し、自社の複数の社員が居住するための社員寮を設置する企業を対象 対象経費：社員寮の設置に要する経費（土地・家電等を除く） 補助：補助率20%、補助限度額1,200万円		
本社機能の付加	新設	県の誘致により、県外から新たに進出する製造業等を営む企業で、新設〔大規模、一般、拠点団地、賃貸・リース〕に該当する企業	県内に工場等を設置する場合において、当該工場に新たに本社機能を付加する企業を対象 補助：新たに設置する本社機能部門に配置する人員一人あたり200万円 補助限度額1,200万円 ※補助事業の操業開始から3年間に配置した人員を対象とする。 ※当該人員は補助対象事業に記載の新規地元常用雇用者とは別に配置する。		
	増設	既に県内に工場を有する製造業等を営む企業で、増設〔大規模、一般、立地後5年以内、賃貸・リース〕に該当する企業			
デポ	賃貸・リース	新設〔大規模、一般、賃貸・リース〕に該当する企業	デポ関連施設への補助 対象：東北管内にデポ（完成車工場などに納入するための一時保管所、加工施設等）を設置する企業を対象 要件：①対象の補助事業の操業開始から1年以内にデポを操業するもの。 ②自動車用部品の輸送拠点として、使用するために設置するもの。 補助：デポの賃貸・リースに要する経費 補助率：20% ※補助事業の操業開始から5年間を対象とする。 （リースの場合は、5年間を限度にリース期間の1/2の期間） ※上記の補助事業において、新規地元常用雇用者が50名以上の場合の補助率は100%		
鳥海南工業団地		新設〔大規模、一般、拠点団地、賃貸・リース、研究開発施設〕に該当する企業	大規模取得への補助 対象：① 2ha以上の用地を取得する企業 ② 5ha以上の用地を取得する企業 ③ 10ha以上の用地を取得する企業 補助：①補助率を1.2倍とする。 ②補助率を1.5倍とする。 ③補助率を2倍とする。		

※表中の「バイオ」はバイオ関連企業を指します。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

（３）山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）【ＩＴ・デザイン】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 （消費税を除く）	補助金の額 （補助率等）
新 設	賃 借	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業）又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が５名以上	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費〔間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等〕、事務機器・什器類取得費）	① １名あたり６０万円 対象期間：原則５年 ② １／２ 対象期間：５年 ③ １／２ ○限度額：３億円 （①～③に係る補助金の合計額通算）
	賃 借 （ス モ ー ル ス タ ー ト）	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が１名以上 ※他に、スモールスタートの要件あり	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用（内装工事費〔間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等〕、事務機器・什器類取得費）	① １名あたり６０万円 対象期間：３年 （操業３年以内に５名雇用した場合は、原則５年） ② １／２ 対象期間：３年 （操業３年以内に５名雇用した場合は、原則５年） ③ １／２ ○限度額：３億円 （①～③に係る補助金の合計額通算）
	取 得	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 １億円以上 (2)新規地元常用雇用者が５名以上 (3)用地取得から１年以内の着手、２年（対象経費が１５億円を超える場合は３年）以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① １名あたり６０万円 対象期間：原則５年 ② １５億円以下の部分は２０％ １５億円を超える部分は５％ ○限度額：１０億円 （①②に係る補助金の合計額通算）
	取 得 （ス モ ー ル ス タ ー ト）	県の誘致により県外から新たに進出する、ＩＴ業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 １億円以上 (2)新規地元常用雇用者が１名以上 (3)用地取得から１年以内の着手、２年（対象経費が１５億円を超える場合は３年）以内の操業 ※他に、スモールスタートの要件あり	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① １名あたり６０万円 対象期間：３年 （操業３年以内に５名雇用した場合は、原則５年） ② １５億円以下の部分は２０％ １５億円を超える部分は５％ ○限度額：１０億円 （①②に係る補助金の合計額通算）

※スモールスタートの要件等について

下記要件のほか、財務状況等も確認し、特例の対象となるかを判断します。

①本県経済の活性化に資すること

②立地計画書の提出時に、ＩＴ業又はデザイン業を主たる事業として３年を超えて営んでいること

③操業後３年以内に地元常用雇用者を５名以上雇用する計画を有すること

詳しくはお問い合わせください。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

(4) 山形県ソフト産業立地促進補助金(増設 立地5年以内)【IT・デザイン】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
増設 (立地5年以内)	賃借 (5年以内)	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用(内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等]、事務機器・什器類取得費)	① 1名あたり60万円 対象期間:原則5年 ② 1/2 対象期間:5年 ③ 1/2 ○限度額:3億円 (①~③に係る補助金の合計額通算)
	取得 (立地5年以内)	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内の、IT業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年(対象経費が15億円を超える場合は3年)以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり60万円 対象期間:原則5年 ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額:10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

(5) 山形県ソフト産業立地促進補助金(増設)【IT・デザイン】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
増設	賃借	既に県内に事業所を有する、IT業又はデザイン業を営む企業	新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②開設後1年間の事業所賃借料	① 1名あたり30万円 対象期間:原則3年 ② 1/2 ○限度額:1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	取得	既に県内に事業所を有する、IT業又はデザイン業を営む企業	(1)土地を除く固定資産の取得額5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が5名以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	① 1名あたり30万円 対象期間:原則3年 ② 5% ○限度額:1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

注1) 新規地元常用雇用者について
次の要件をすべて満たす方が対象となります
① 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
② 県内に住所を有する者
③ 雇用期間の定めのない者
注2) 雇用奨励金の取り扱いについて
新規地元常用雇用者(1年以上継続雇用されている者に限る)が対象となり、1名につき1回限りとなります

(6) 山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）【コールセンター】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
新設	取得	県の誘致により県外から新たに進出するコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年（対象経費が15億円を超える場合は3年）以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	補助率等： ① 1人あたり30万円 ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

(7) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設）【コールセンター】

区分		対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
増設	取得	既に県内に事業所を有する、コールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	補助率等： ① 1人あたり30万円 ② 5% ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
	取得（5年以内）	県の誘致により県外から新たに進出し、県内で操業開始から5年以内のコールセンター業（バックオフィス業務を含む）を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)知事の指定を受けた日から1年以内の着手、2年以内の操業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資産の取得額	補助率等： ① 1人あたり30万円 ② 15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

注1) 新規地元常用雇用者について

次の要件をすべて満たす方が対象となります

- ① 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
- ② 県内に住所を有する者
- ③ 雇用期間の定めのない者

注2) 雇用奨励金の取り扱いについて

新規地元常用雇用者（1年以上継続雇用されている者に限る）1人あたり30万円

（開設後3年以内に、処理能力増強のため地元常用雇用者を10人以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用者の数×30万円

ただし、新規地元常用雇用者が3年通算300人以上の場合は、6年以内）

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。

※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご活用いただけます。

（８）山形県立地環境調査支援事業費補助金

対象事業者	山形県内に事業所等の設置または本社機能の移転を検討している企業		
補助要件	①立地を検討している業種が、ソフトウェア業、デザイン業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業のいずれかに該当すること （現在の業種が異なる場合でも、上記業種の新規立地を検討している場合は対象とする） ②滞在期間中に１回以上、山形県職員等の動向を伴う視察及び同職員との事業内容に関する情報交換を行うこと		
補助金額	対象経費の２分の１に該当する金額（千円未満切捨）または10万円のいずれか低い金額 ※１事業者あたり１回、最大３名分		
対象経費 ※1	往復交通費	往復航空費又は往復鉄道賃の実費※２ （視察者の勤務地最寄りの空港又は駅と山形県内の空港又は駅との往復区間）	宿泊パックを利用する場合 利用料実費とする （ただし、往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊以外の費用は除く）
	宿泊費	山形県内の宿泊施設における宿泊費及び宿泊に伴う諸雑費（シーツ代等）	
	会議室等利用料	備品使用料等のオプション利用料を除く施設利用料及び会議室利用料	

注）活用の際には、山形県担当職員等と事前に訪問先の調整が必要となりますので、事前にご連絡ください。

- ※１ 飲食費及び上記以外の交通費については補助の対象外。
- ※２ 片道区間で航空機と鉄道を併用する場合は、航空賃と鉄道賃のいずれか高価な交通費を対象とする。